平成２９年（フ）第１１５号
名古屋市天白区平針５丁目608番地　ステップ１　405号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　福山　　太
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１６号
青森市大字大野字山下80番地４
債務者　金安　雄一
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
青森市大字浜田字豊田118番地１　拾八番館102号
債務者　塩谷　泰範
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
青森県弘前市大字藤代２丁目11番地６　地域移行型ホームさくら
債務者　木村　万里
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７４７号
神奈川県秦野市渋沢１丁目31番21号
債務者　金丸由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1009番地３　コーポマルティ　203、前住所神奈川県足柄上郡山北町岸1535番地５
債務者　濱　　基紘
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８７７号
名古屋市中村区藤江町３丁目３番地　メルベーユ朝日302号
債務者　相川　和崇
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４３号
青森市西滝１丁目７番38号　プロスパーⅡ１－Ｃ
債務者　工藤眞紀子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
福岡県飯塚市勢田114番地４
債務者　寺岡　玉次
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１３００号
埼玉県川口市領家４丁目８番11―216号　メゾン大洋パート２
債務者　秋田　高広
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
埼玉県川口市西青木２丁目８番21号　ＴＯＰ西川口106号
債務者　高倉　初男
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４８号
埼玉県春日部市中央３丁目13番地15
債務者　河原　　創
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７３６号
埼玉県草加市新栄１丁目23番地２
債務者　向江　　梓
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
愛知県岡崎市本宿町字東浦10番地１　カーサ・デル・ソル　203、前住所北海道札幌市中央区北６条西24丁目１番６―401号
債務者　笹田　　晃
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４５０６号
大阪市生野区桃谷２丁目20番13号　ハイツクレイン　２－Ｂ
債務者　笠鬼卓由こと　梁　　貴善(旧姓髙村)
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１２６号
大阪市都島区内代町２丁目２番18―802号
債務者　髙原　直美
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１２号
大阪市旭区大宮４丁目20番14―106号、前住所大阪市旭区大宮３丁目５番11号
債務者　クラブＭ２こと　森田　純子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部